

「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）」 研究会・分科会成果物利用規約

1. 目的

本利用規約は、「フード・コミュニケーション・プロジェクト（以下、「FCP」という）」において、農林水産省が主催する研究会・分科会活動の成果物（以下、「FCP成果物」という）を利用する事業者または団体（以下、「利用者」という）が遵守すべき事項を定めるものです。

2. 権利の帰属

「FCP成果物」は、日本国の著作権法及び国際条約による著作権保護の対象となっています。また、その権利は農林水産省に帰属します。

3. 本規約の適用範囲

農林水産省は、利用者が本利用規約を遵守することを条件として、「FCP成果物」の利用を許諾するものであり、利用者が「FCP成果物」を利用した場合には、本利用規約の条件を承諾したものとみなします。

ただし「引用」「私的利用」など著作権法上認められた行為は除きます。

4. 「FCP成果物」の利用条件

- (1) 次の場合、農林水産省に対して申請を行うことなく、「FCP成果物」を利用することができます。
 - ① 農林水産省が公表した「FCP成果物」を、そのまま利用する場合
 - ② 農林水産省が公表した「FCP成果物」を、自社内利用の範囲で利用する場合
- (2) (1) 以外の方法で「FCP成果物」を利用する場合には、以下の条件を遵守してください。
 - ・ 事前に、『「FCP成果物」利用申請書』（様式1）を農林水産省へ提出し、利用許諾を得ること
 - ・ 「FCP成果物」の著作権が農林水産省に帰属することを著作物に表示すること

5. 提出方法

『「FCP成果物」利用申請書』（様式1）の提出は、郵送又はメール

◎郵送・メール宛先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 食品企業行動室 FCP事務局

電話番号：03-6744-2069

メールアドレス：fcp_jimukyoku@maff.go.jp

6. 「FCP成果物」の不適切な利用などに対する措置

次のいずれかに該当する場合、その他農林水産省が適切ではないと認める時は、農林水産省は「FCP成果物」の利用中止を求めたり、法的措置を講じることがあります。

- ・ 「FCP成果物」の利用内容が、利用条件に適合しない場合
- ・ 申請内容と、実際の利用内容が異なる場合
- ・ 虚偽の情報を提供するなど、第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められるとき。
- ・ 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められるとき。

7. 免責事項

農林水産省は、利用者が「FCP成果物」を利用して行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。利用者自身の責任において「FCP成果物」を利用してください。

8. 一般条項

- ・ 農林水産省は、「FCP成果物」を予告なく改訂する場合があります。
- ・ 農林水産省は、本利用規約を予告なく変更する場合があります。

【附則】

平成 22 年 3 月 31 日施行

平成 22 年 4 月 16 日改訂

平成 23 年 9 月 1 日改訂

平成 30 年 4 月 2 日改訂

令和 5 年 3 月 20 日改訂

「FCP成果物」の利用に関するよくあるご質問（FAQ）

- Q 1. 農林水産省主催の研究会・分科会活動の成果物としては、どのようなものがありますか。
- A. FCPの成果物としては以下のようなものがあります。
- ・「FCP展示会・商談会シート」
 - ・「食への信頼を創る ベーシック 16」
 - ・「FCP共通工場監査項目」 など
- ※HPに掲載している各種ツールや関連資料内の URL や連絡先は作成当時に使用していたもので、現在使用していないものもございます。ご了承ください。
- Q 2. 「FCP成果物」は誰が利用できるのですか。
- A. 「FCP成果物」利用規約を遵守いただければ、どなたでもご利用いただけます。
「FCP成果物」の利用者が、FCP情報ネットワークに未登録の場合、ぜひFCP情報ネットワークにご登録ください。
- Q 3. 「FCP成果物」を利用するには費用がかかるのですか
- A. 「FCP成果物」の利用にあたり、農林水産省は、利用料等の金銭的な負担は求めません。
- Q 4. 利用規約に書かれている「自社内利用」とは、どのような利用のことですか。
- A. 法人内での利用のことを言います。
- Q 5. 「FCP成果物」の利用申請はどの段階で実施すればよいですか。
- A. 著作物に利用する場合は、著作物を発行または配布する前に、申請を行ってください。それ以外の用途で利用する場合は、利用開始前に申請を行ってください。
- Q 6. 「FCP成果物」を活用する場合、著作権表示をどのように行えばよいですか。
- A. 以下のような表示が望ましいです。
- 例) ○○に記載している「FCP共通工場監査項目第1版」の著作物は、農林水産省に帰属します。